相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市小島谷二一三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　布施　寛隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十日

新潟県長岡市幸町一丁目一二番一〇号

相続財産管理人　弁護士　髙野　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御殿場市川柳三九番地三、最後の住所静岡県御殿場市川柳三九番地の三　被相続人　亡　長田　木臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十日

事務所静岡県静岡市葵区伝馬町八―六　トップセンタービル一三階

相続財産管理人　弁護士　松田康太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市福島区福島四丁目七八番地、最後の住所兵庫県尼崎市東難波町一丁目一番一―一四〇二号　被相続人　亡　黄瀬　正之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十日

事務所兵庫県尼崎市西御園町一一九番地三　第壱寺町ビル四〇一号

相続財産管理人司法書士　藤元　幸治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市竹野町切濱一〇〇二番地、最後の住所兵庫県西宮市獅子ヶ口町一八番三五―一〇五号　被相続人　亡　増田　照治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十日

兵庫県西宮市甲風園一丁目一〇番一号サテライトビル２　三〇二号

相続財産管理人　弁護士　福島　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区湊町一丁目二〇番地、最後の住所神戸市兵庫区湊町一丁目五番一七号　被相続人　亡　藤田　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十日

神戸市中央区栄町通五丁目一番二二号　日宝栄町ビル八階　新神戸法律事務所

相続財産管理人　貞本　幸男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県東伯郡北栄町江北七九五番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　玉崎　美鈴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十日

事務所鳥取県倉吉市駄経寺町二丁目一五番一　相続財産管理人　藤田　義彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市外園町三一五番地、最後の住所島根県出雲市塩冶神前五丁目二番六号　被相続人　亡　大谷　尚雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十日

島根県出雲市塩冶有原町四丁目四三番地　相続財産管理人　司法書士　曽田　久夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市三間町三間中間五四八番地、最後の住所愛媛県宇和島市三間町三間中間五四八番地　被相続人　亡　木村　全明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十日

愛媛県宇和島市三間町戸雁一一五四番地

相続財産管理人　稲田　司

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による春日井都市計画事業春日井南気噴土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　名古屋市守山区大森四丁目一六〇九番地　氏名　大成興産株式会社

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、春日井南気噴土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

従前の土地

所在　春日井市気噴町字寺前八九八番一〇　地目　宅地　地積　四・九五㎡

権利価額　三三八、九〇四円

換地処分後の土地

街区番号　九七街区七画地　所在　春日井市気噴町一丁目一六番九　地目　宅地　地積　四・三三㎡

権利価額　三三八、〇九四円　清算金　交付八一〇円　仮清算金　〇円　清算金精算額　交付八一〇円

教示

一　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に春日井市長に審査請求することができます。

二　この処分に不服がある場合は、右記一の審査請求のほか、春日井南気噴土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六か月を経過したときは、この訴えの提起はできません。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを春日井南気噴土地区画整理組合において掲示する。

平成二十二年十月二十日

愛知県春日井市気噴町三八一番地三　春日井南気噴土地区画整理組合　理事長　野田　恭

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年10月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①タクセルホーム株式会社　②茨城県知事(1)6539　③代表取締役　水井信雄　④茨城県筑西市直井1153番地３　⑤60万円　⑥茨城県知事　⑦茨城県筑西市直井1153番地３　タクセルホーム株式会社　代表取締役　水井信雄